

特定外来生物等専門家会合の今後の進め方について

1．未判定外来生物の判定

- ・未判定外来生物を輸入しようとする者から届出の提出があった際には、関係する分類群グループ座長に連絡する。
- ・分類群グループ座長の指示により、当該未判定外来生物に関する知見を最も有すると考えられる委員又はその他の専門家から事務局が意見を聴取し、聴取した結果を座長と協議した上で、事務局において取扱いの案を作成する。この案を分類群グループの各委員に送付し、意見を求める。
- ・届出から回答まで時間がかかりすぎないように注意するものとする。
- ・委員から分類群グループ会合を開催すべき旨の要請があった場合には、座長と協議し、必要があれば分類群グループ会合を開催するものとする。・分類群グループにおける意見又は分類群グループにおいてとりまとめた結果について、全体会合の座長と協議し、必要があれば全体会合を開催するものとする。

2．特定外来生物等の選定候補の抽出

- ・外来生物に係る情報の集積状況を踏まえ、随時分類群専門家グループ会合を開催し、特定外来生物等の選定作業を行う。
- ・第一次の特定外来生物等の指定作業において、今後体系的な影響評価の仕組みの構築に向けて検討を行うこととされた無脊椎動物及び植物のグループについては、上記によらず、必要に応じ会合を開催するものとする。
- ・引き続き検討が必要とされた外来生物については、指定に係る検討を進める。
- ・特定外来生物等の選定については、原則として全体会合を開催して意見を集約するものとするが、緊急の場合などについては、座長の判断により会合形式によらない意見聴取の形式によることができるものとする。

3．委員の追加等

- ・選定対象に応じ、必要があれば、新たな小グループの設置や委員の追加を行うものとする。